

留守家庭児童育成センター一般臨時（登録）指導員 募集要項

1. 仕事内容

留守家庭児童育成センター（西宮市での学童保育の名称です。以下「育成センター」と表記します。）における児童の生活指導及び常勤・加配指導員の補助。

各センターに常勤及び加配指導員が配置されています。その休暇代替や加配指導員の代替業務を行っていただきます。

対象児童は、基本小学校1～3年生と6年生までの障害のある児童です。

一部センターのみ4年生まで利用できます。

2. 採用予定人員

若干名

3. 期 間

随時（勤務開始時期は、応相談。登録は年度ごとに必要です。）

4. 資 格

勤務に際し、特に必要な資格はありません。

5. 雇用条件

- (1) 雇用契約 年度ごとに登録いただき、業務に従事していただく都度の日々雇用になります。
(最大79歳まで登録可能です)
- (2) 給与 時給1,200円
年2回 勤務時間実績により寸志あり
交通費 実費支給（自転車、原付等の場合距離に応じて支給有）
- (3) 勤務日 月～土曜日の内指示された時間
(不定期日々雇用、ご都合の良い日のみで可)
標準的な勤務時間
月～金曜日/14:00～17:15（19:15までの勤務日有）
土曜日/8:00または9:00～17:15
学校休業日/（春・夏・冬休みの長期休業日等）
8:00または9:00～17:15（月～金曜日、19:15までの勤務日有）
日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）の勤務はありません。
- (4) 社会保険 労災保険加入

6. 勤務地

西宮市立留守家庭児童育成センター(育成センター)24カ所（60クラス）のうちのいずれか。[ご希望をお伺いします]

7. 応募及び登録

担当者が随時面談いたします。必ずお電話の上、面談日時を予約して下さい。

履歴書（A4判。3ヵ月以内の写真貼付）・資格証明書（写し※以下の資格保有者のみ）を面談時にご持参下さい。（その他の持ち物については直接電話でお伝えします）

※保育士、幼稚園教諭、教員、社会福祉士

8. 申込み場所並びに問合せ先

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課

〒662-0913 西宮市染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター 1階

TEL (0798) 36-7127[直通] (受付/平日9:00～17:00)